

# 「法名」「出家」にみる中世武士の精神

— 鎌倉北条氏を事例として —

倉 井 理 恵

はじめに

日本史研究論文で、系図史料を目にすることがよくある。筆者のほとんどは、それらの系図史料を引用する際、通常簡略化させる。なぜなら、考察上で必要な情報は一部で、系図情報を全て載せると煩雑になったり、スペースを要する場合も多く不都合が生じるからである。しかし、系図は象徴的史料であり、日本人のもつ根強い家意識や家制度を探る上で重要な史料であるから、複数の系図を参考にして内容に即した「略系図」などの作成の作業は重要なのである。

では、系図はどのように引用・利用されているのか。簡単にいえば、最低必要な情報は系図にあらわれる人物名（俗名）である。長々と履歴が記されていても部分利用されよう。その中で真っ先に削除される情報の一つは、「法名」ではあるまいか。かといって「法名」が必ずしも「不要な情報」というわけではなく、人名比定などの場面では重要な情報の一つである<sup>(2)</sup>。

本稿の対象とする中世前期は、出生してから死亡するまでの間に使用する名乗りとして、幼名・氏・名字・実名（俗名）・官途名・受領名・法名などが登場する。史料上で何が使われるか（遺されるか）<sup>(3)</sup>は、記録者の思考や当時の慣例などに左右されておき、後世へはその一部しか伝わらないのが実情である。

人間は生まれると、何らかの「名前」をつけられ、個別認識される。自身はそれを自覚し、周囲は個別認識する、いわば

「記号」なのである。「名前」が如何なる種類であろうと、その本質は個人を示す指標である。しかしながら、「名乗り」に関する研究は、「俗名」を中心とするものであるといえよう。日本史研究の中で、「法名」を中心に据えた論考はあまりみられない。「法名」を宗教に密接したものと捉えすぎるきらいがあり、履歴情報の中に埋没させてしまっているからではあるまいか。

本稿は、「法名」という、これまで看過されてきた情報をいかに考えるべきかに焦点を当て、「一族」「一門」「家」<sup>(4)</sup>などといった枠で考える際に、有用性を見出すことを主眼においた試論である。鎌倉幕府権力の中枢や各職の就退任という、表面的な状況だけでは、当該期を支えていた数多くの武士層について、個別一族の内部情勢を完全に知ることにはならない。中世を生き延びた鎌倉御家人の方策を、「名付け」という観念から読み解くことを試みる。そこから、彼らの精神構造と位置付けが可能になるのか探っていきたい。

紙幅の都合から事例を限定し、鎌倉幕府滅亡前までにあらわれる北条時政の子孫を対象とした。<sup>(5)</sup>

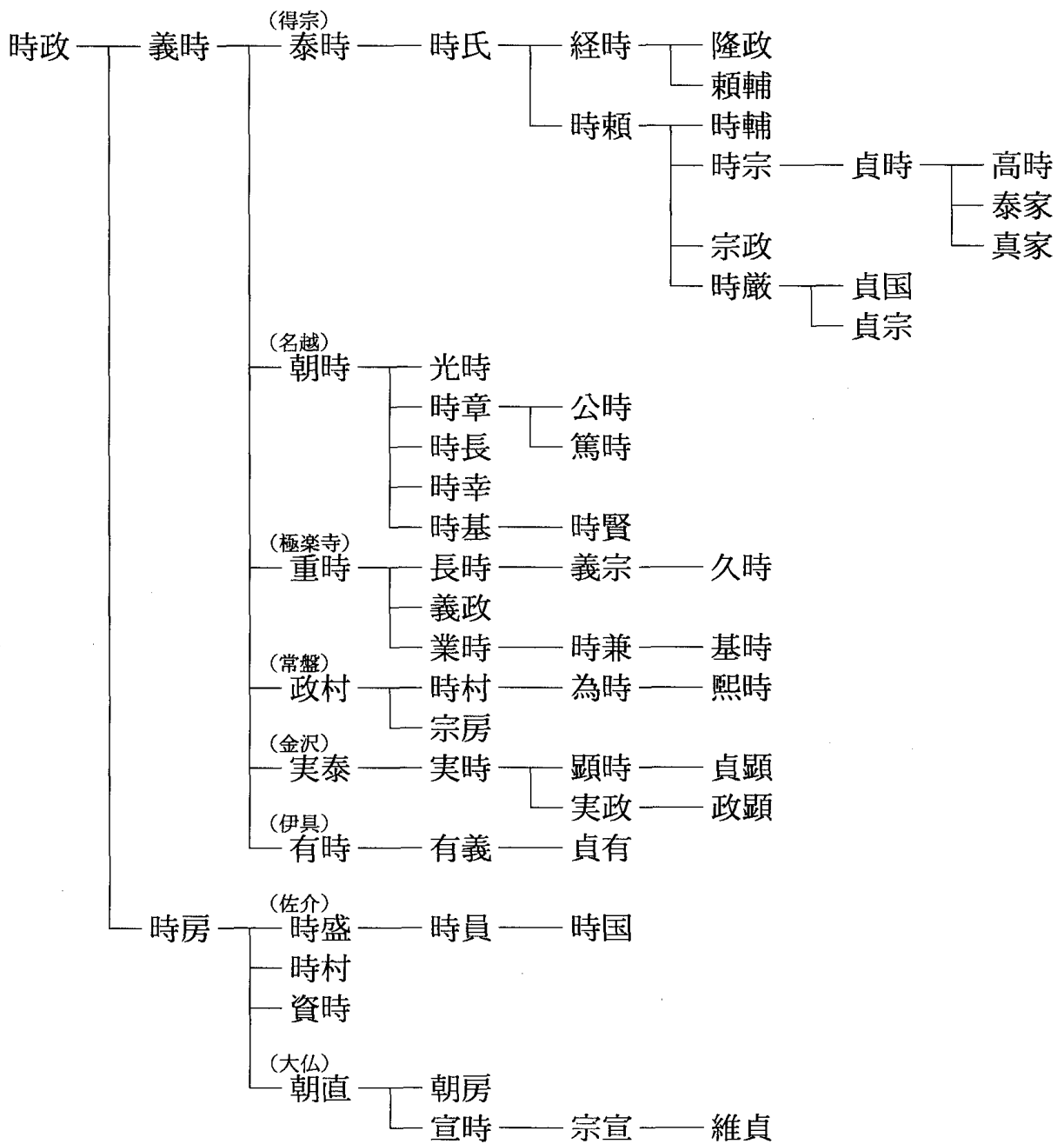
## 一 北条氏の法名

北条氏の法名として最も有名なのは、第二代執権義時の「徳崇」であろう。ここから、北条氏嫡流家を「得宗家」という。<sup>(6)</sup>

さて、北条氏は、嫡流の得宗家を基軸に、名越・極楽寺・金沢など庶子家が分立して一門を成している(【図表1】)<sup>(7)</sup>。一見してわかるのは、彼らの俗名には、主に通字として「時」の字が用いられていることである。もう一方の文字は、将軍や烏帽子親からの一字拝領によるところが大きい。<sup>(8)</sup> また、それぞれの庶子家には通字に準ずる文字が見受けられ、後世の我々が俗名だけみて、どこの家の人物か、さらにはおおよその時期を知ることにも可能なのである。これは北条氏に限ったことではない。<sup>(9)</sup>

本題の法名だが、【図表2】に一覧化して示した。俗名と同様に「通字」と思われる文字が散見する。①「崇」、②「道」、

【図表1 北条氏略系図】



③「西」、④「顕」、⑤「昭」などがそれぞれである。

①は、主に得宗家の人物が用いている。他では、執権に就任した政村〔〇崇〕・貞顕〔崇〇〕の二例のみであった。②は、得宗家・名越家・常盤家・金沢家の範囲で使用している。得宗家・名越家〔一例〕・常盤家では〔道〇〕・金沢家では〔〇道〕のパターンに分かれる。③は、名越家の人物にみられる〔〇西〕〔例外として時房流の信時が使用している〕のパターン。④は、金沢家のみにみられる。そして⑤は、時房流のみみられる、〔〇昭〕（史料によっては「照」）のパターン

【図表2 法名一覧】

俗名	法名
時政	明盛
義時	徳崇
泰時	観阿
時氏	観阿(禅阿)
経時	安楽
時頼	道崇
時輔	×
時宗	道杲
宗政	道明
師時	道覚
貞時	崇暁改崇演
高時	崇鑑
泰家	恵性
真家	崇暁
貞国	浄心
定宗	道円
朝時	生西
時章	見西
公時	直鑑(道鑑)
篤時	元心
時基	道西
時賢	賢性
光時	蓮智
重時	観覚
長時	専阿
業時	鑑念
久時	因憲
義政	政(正)義
業時	覚忍(鑑念)
基時	信忍
政村	覚崇
熙時	道常
宗房	道妙
実泰	浄仙
実顕	顕道
顕時	恵日
貞顕	崇顕
実政	実道
政顕	顕道
有時	蓮忍
貞有	真性
時房	称念
時盛	勝円
時信	西円
宣時	忍昭
宗宣	順昭
維貞	慈昭
朝房	妙性
時国	親縁
時遠	行昭
時元	紹実
時村	行念
資時	直昭
時定	恵仁
貞俊	寿阿
時員	行然

である。<sup>(10)</sup>

これらの「共通していると思われる字」は、北条一門内でいくつかにパターン化されていることが確認できる。俗名の通字「時」のような、全体的な共通点となる字は確認されず、庶子家独自もしくは限定された範囲内で字を「共有」している。一門全員の法名が確認されたわけではないので確認には欠けてしまうが、管見の限りでも、単なる偶然ではなく意識的なものと考えられることは可能なのではなからうか。

北条氏には、分流した個々の家を示す「縦関係の通字」(③〜⑤)と、複数の家に共有される「横関係の通字」(①・②)が存在する。北条氏としての「法名の通字」は存在しないが、強いて挙げれば「準通字」的な性格を有するのは、②であるといえる。その用いられ方も上下どちらに充てるかは、庶子家によって分かれている。これらを総合すると、北条氏の法名の付け方には規則性があり、庶子家ごとの統制がとれているものと位置づけられよう。

俗名の場合、通字を用いる例は、傍流になればなるほど少なくなる。つまり、通字の使用は嫡流家との位置関係を示す指標となっていることを援用すると、法名の準通字として捉えられる②の例も同様の性格となる。そこから漏れると、庶子家独自の指標として③〜⑤のような独自の字を採用したのである。

こうみると、法名の命名法には、単に「出家して付けた名」というものではない、意識的なものをうかがうことができる。

## 二 北条氏の出家

出家後、御家人らが「入道」として政務の場に登場する場合は多く、北条氏でも資時などの例がみられる。「平政連諫草」では、出家した貞時に対し「出家しても政務を怠るべからず」と説いている。長くなるが挙げておこう。

### 「平政連諫草」

条々

#### 一 政術を興行せらるべき事

(中略) 震旦<sup>(中國)</sup>と言ひ日域と言ひ、仏法流布せざるの昔、王化森羅多きの代、未だ王法陵替の時、仏道修行の世あらず、これに就きてこれを謂うに、仏事たとい退転すといえども、政道陵遅すべからざるものか是一。これに因て禅閣<sup>(貞時)</sup>御在俗の時専ら覇業を扶け、御出世の今漸く政要になり。この条、評定の裁判は両国吏に任せ、引付の探題は七頭人に委ぬ。功成り名遂げて真に帰し実に趣く。時々偃息の志あり。日々政務に接りがたきのよし思食さるるか。彼の両箇はなお細務なり、天下の珍事、国中の大体併成敗にあり、怠慢なかるべし、随いて又評定の大事はなお御出仕を待つか是一。而るを、命の長短は天運にあり。国の治乱は時代によるか。一生無端徒らに政事に纏われんよりは、余算限りあり、歛宴を催さんにはしかじと相存ずるか。この条、全く公庭に接らず。偏えに以て隠居を卜むるの儀なり。一向に御綺なくば万機何れの仁に任せんや。当代の如くばその人なきか。この理に就きて慙に管領の心に住し、かの実を忘れて争でか怠慢の儀に及ばん是。且は聖人は世のために出で、賢者は民のために生る。禅閣もとよるその仁に当たれり諸人皆この理を知る。惣じて以て退屈なく猶勲厚あるべし。然からざれば、出家の本懐相違し、民のためにするの先言空しかるべし是四。随いて、行すべき人の行わざる、これを不可という。行うべからざるの人強て行う。又これを不可という。若し自謙ありて猥りかわし

く他の仁を称せば、御不可二を兼ねしむるか是五。爰に、世のために出でず、民のために生れざるの由御返答あらば、支証を立てる所なり、方に今、禪閣都鄙の間に大事を行わしめ、貴賤の中に少しも諍うべからず。徳仁を兼ね。豈民のために生るるに非ざらんや。なんぞ国を利するの道を専らにせざらんや是六。(中略)

以前五ヶ条、言上件の如し。そもそも政連さらに松容の仁に加わることなし。又材力の身に非ずといえども、忠正を抽でんと擬して頻りに拙言を進る。今度不次の賞に預る。向後至諫の道を開かん。木は繩に従えば則ち正し。后は諫に従えば則ち聖なり。早くこの趣きを以て、洩れ達せしめ給うべし。政連誠惶誠恐謹言。

(一三〇八)  
〔徳治三〕八月 日

出雲介父云々 筑前権守政連上

進上 長崎左衛門殿

これは得宗たる人物へ宛てた内容ではあるが、特殊な事例であるとはいいきれまい。つまり、当時の慣習としては「出家」引退」ではなく、出家後も出仕が奨励されていたといつてよいだろう。

『吾妻鏡』などの諸史料には、北条氏の出家についていくつか記されている。出家のパターンとしては、①病を得た時、②執権・得宗などが、出家もしくは死亡した時、③罪を得た時、④引退・遁世、⑤妾腹・次男以下の僧侶化、⑥不明などが、少々乱暴ではあるが分類できよう。

①の例は多く、一々例を挙げるまでもない。死に直面しての場合(出家後間もなく死亡)と、平癒後入道として復帰するパターンがみられる。

②の例は、時房流大仏家の朝直を挙げよう(『吾妻鏡』弘長三年(一二六三)十一月三日条)。朝直は、時頼の死亡に際し出家を希望したが、執権長時に遣わされた業時によって引き止められている。後に出家したと思われるが、残念ながら朝直の法名は今日に伝わっていない。

③の例としては、朝時流の名越家から光時・時幸らを挙げよう。寛元四年（一二四六）五月二五日、執権時頼に対抗したとされた名越家の光時・時幸は出家している（『鎌倉年代記』裏書・『吾妻鏡』同年五月廿五日条・『同』同年六月一三日条）。この例のみならず、罪を得たり連座に該当する人物による、謝罪などの意思表示としての出家は事件が起こる度にみられよう。結局、光時は伊豆国江間に配流され、時幸は病として出家をしているが結果的に自殺しており（『葉黄記』同年六月六日条）、出家したからといって俗世の罪から脱却できなかった<sup>(11)</sup>。

④の例は、重時流の義政である。義政は第六代連署とし、時宗を支える幕府の要人の一人であった。しかし、建治三年（一二七七）四月四日に出家し、同年五月二八日に信濃国塩田荘へ遁世逐電を遂げてしまう（『建治三年日記』五月二日条）。しかし、勝手な出家は「不忠の科」として所領没収の対象とされていたのである（『式目追加』仁治二年一月一七日）。

⑤の例もよくみられる（法名しか遺っていない場合が多い）。同腹異腹を含めて兄弟が多いこの時代、嫡庶問題や分割相続問題に便宜を図るための方策として採用されることがあったのであろう。例としては、経時の子、隆政・頼助らがいる<sup>(12)</sup>。

⑥の例は、時房流の時村・資時兄弟にみられる。彼らは同時に出家を遂げた（『吾妻鏡』承久二年（一二二〇）正月一四日条）。この出家の理由は史料上あらわれず、当時の人々も不審であつたらしい。兄時村は嘉禄元年（一二二五）に死亡するまで政務に携わった形跡はない。しかしながら、弟の資時は嘉禎二年（一二三七）より評定衆として出仕しており、建長元年（一二四九）一二月九日には三番引付頭人にも就くなど、出家しても政務の場に存在し続けた。この場合も、出家＝引退とはなっていない。時村も長命であれば、同様であつた可能性もあろう。

すべてを挙げるときりがないが、一言で「出家」といっても、その意味は多様である。出家し法名を得るといふことは、俗世を離れ仏門へ入るといふことである。しかし、鎌倉時代に入って武士が表舞台に立つようになり、出家の形式が崩れ、出家後も「入道」として政治に参画するなど、俗人同様の行動がまかり通るようになる。法名という記号は、仏門に入るといふ指標ではなくなっていたのである。

## おわりに

以上、北条氏を事例に「法名」と「出家」についてみてきた。

両者を小括すると「北条氏の法名には通字が複数存在し、庶子家独自の展開がみられる」・「出家は個別性があり、仏教的な意味あいよりも、俗世との関わりに比重が大きい」ということになる。

俗名の通字という「家」の所属記号は、「ケ(藪)」から離脱する出家という作業を通過しても維持された。また、使用する「法名通字」によって独立志向を明確に表現した。状況に応じて変えられる俗名に対し、明らかな法名の変更は貞時の一例のみである。つまり、法名命名の段階の意志を<sup>(13)</sup>継続して表現することが可能だったのである。

意志表示を咎められない状況の理由は、「仏門」という呪術性を有する藪によって、許容範囲とされたものとすることが可能であろう。しかしその一方で、入道として他者に認識され、「ケ」の世界に滞在することも許容されたということ、当時の武家(本稿の事例では北条氏)の出家観が、いかに「俗」寄りのものであったかが浮き彫りとなるだろう。

本論の冒頭に、北条得宗家は義時の法名によるものと述べた。しかし、北条氏の祖として挙げられるのは時政で、法名は「明盛」<sup>(14)</sup>である。元久二年(一一〇五)閏七月の「牧氏事件」によって出家し伊豆北条へ隠棲した時政は、執権北条氏の嫡流家の冠としては、イメージ的に相応しくなかったであろうか。つまり、法名をみると、①「執権北条氏」の祖は時政、②「北条得宗家」の祖は義時、という図式が浮かび上がる。執権は第四代の長時から、得宗家以外の人物も就くようになる。それによって北条氏の長としては、執権であることよりも、得宗であることに重要性が移った。北条氏得宗家は、時政の子孫であることよりも、義時の子孫であることを選んだといえるのではなからうか。<sup>(15)</sup>

また、本稿では北条氏の信仰について、紙面の都合上論述できなかった。<sup>(16)</sup>また、一事例をもって結論を出すのは早急であり、今後事例を増やし、純粋な「宗教者」以外の者の法名が存在する全期間を通して総合的な考察を加えなければならない。



以上の問題点や視座を含め、今後も検討を重ねてゆきたい。

## 註

- (1) 系図や名乗りに関する研究は膨大である。ここでは、太田亮『姓氏と家系』（創元社、一九四一年）・飯沼賢司・「人名小考」―中世の身分・イエ・社会をめぐって―（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『莊園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年）・同「家の歴史を読む―系図と名字―」（児玉幸多他編『日本の歴史』別巻 日本史研究事典、集英社、一九九三年）・同「系譜史料論」（『岩波講座日本通史』別巻三、岩波書店、一九九五年）・同「系譜史料の再評価」（『歴史読本』六七二、一九九六年）・網野善彦「史料としての姓名・系図」（『週刊朝日百科 日本の歴史』別冊 歴史の読み方八 名前と系図・花押と印章〈朝日新聞社、一九八九年〉）などを挙げておく。
- (2) 近年の例としては、岡田謙一「統源院殿春臺常繁小考―和泉下守護細川氏の法名を手がかりに―」（『ヒストリア』一六七、一九九九年）が挙げられる。
- (3) ここでいう「幼名」は、「太郎」など「長幼を示す語（通称）」と、「宝寿丸」などのような語（童名とも）を一括したものとす。後者の場合、確認されない場合が多い。また、「氏」は、いわゆる「源平藤橘」（本稿の事例では「平」）。さらに「名字」（本稿の事例では「北条」）は「苗字」とも表すが、史料上では「苗」が後発のため「名」に統一した（豊田武『苗字の歴史』〈中央公論社、一九七一年〉・加藤晃『日本の姓氏』（井上光貞他編『東アジア世界における日本古代史講座』一〇 東アジアにおける社会と習俗、〈学生社、一九八四年〉）・京田直美「実名のもつ意味―『吾妻鏡』を中心に―」（『御影史学論集』一九、一九九四年）。「姓」は本稿の事例の場合「朝臣」が通例であるため、考察からは除外した。「法名」は、仏教に入門し仏道に帰依した証として授けられる名で、宗派によって「法号」「戒名」など異なる。本稿で参照した系図などの記載では「法名」が一般的であり、また「戒名」は現代では「死後に付ける名」という印象が強いため（本来は生前。水藤真氏は、生前の出家や逆修が、死後の葬送儀礼を簡略化する役割をもっていたとして）『中世の葬送・墓制―石塔を造立すること―』（吉川弘文館、一九九一年）、「法名」に統一した（佐々昌樹「戒名・法名とは」・村越英裕「戒名・法名の形式」・勝崎裕彦「戒名・法名の歴史」〈いずれも『大法輪』六六一九、一九九九年〉）。このように、一個人が複数の名前を変更することについて市村弘正氏は、「物それ自体の変貌を意味」し、「社会的な変身」と指摘している（『「名づけ」の精神史』〈みすず』二九五、一九八五年）。

(4) 「名字」を伝える単位を「家」とするが(武光誠『名字と日本人 先祖からのメッセージ』文芸春秋、一九九八年)、本稿の場合、「北条」というレベルと「名越」など庶子家のレベルを併せて扱い、「北条氏」「名越家(もしくは「名越流)」と区別して記載した。継承性をもつ本来の意味の名字が成立するのは鎌倉末期〜南北朝期との指摘がある(前掲註へ1)飯沼論文一九八八年)。

(5) 北条氏の研究としては、奥富敬之『鎌倉北条氏の基礎的研究』(吉川弘文館、一九八〇年)を代表に挙げる。また、北条氏の人名研究における最近の成果として、北条氏研究会編『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社、二〇〇一年)がある。

(6) 「得宗」という語については、寛雅博氏によって鎌倉幕府法と訴訟の中で生まれた仮名という見解がなされている(「得宗・与奪・得宗方」〈網野義彦他編『ことばの文化史』中世二、平凡社、一九八八年)。

(7) 【図表1・2】および本稿で引用・参考した史料を一括して挙げる(順不同)。『吾妻鏡』(『新訂増補国史大系』・『葉黄記』(『史料纂集』)・『建治三年日記』(『群書類従』巻第四二二)・『鎌倉年代記』(『武家年代記』)・『鎌倉大日記』(『増補統史料大成』)・『関東開闢年代記』(『統国史大系』第五 吾妻鏡附録)・中条家文書「桓武平氏諸流系図」(『中条町史』資料編第一巻 考古・古代・中世、一九八二年)・野津本「北条系図」(田中稔「史料紹介 野津本『北条系図』大友系図」〈国立歴史民俗博物館研究報告』五、一九八五年)・前田本「平氏系図」(細川重男『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年)・「桓武平氏系図」(『続群書類従』巻第一三八)・「北条系図」(『続群書類従』巻第一四〇)・正宗寺本「諸家系図」(東京大学史料編纂所蔵)・「系図纂要」・「尊卑分脈」(『新訂増補国史大系』)・「式目追加」(『中世政治社会思想』上〈岩波書店、一九七二年)・佐藤進一ほか『日本中世史を見直す』(平凡社、一九九九年)。なお、史料中の「( )」は引用者による。また、異体字・旧字は一部新字を使用した。

(8) 拙稿「北条朝直の政治的立場―泰時・経時期を中心に―」(『史学論集』二七、一九九七年)。また、一字拝領によって、その字を尊重したり、逆に憚ってその字を避けたる現象もみられる(飯沼賢司「名を憚ること」〈鎌倉遺文月報』二八、一九八五年)。

(9) 足利氏の「義」や「氏」は、その好例の一つであろう。

(10) この他にも「忍」「念」など複数みられるが、誤写などの可能性もあり、考察からは除外した。

(11) 罪・出家後の出仕について、出家自体は「現代ならばさしずめ引責辞任」であり、その後の出仕を鑑みると「せいぜい減俸か停職といったところ」との指摘がある(目崎徳衛『出家遁世 超俗と俗の相剋』〈中央公論社、一九七六年)。

また、寛元四年騒動と名越家については、別稿でふれた(拙稿「鎌倉將軍送還の成立―寛元四年騒動との関係―」〈鎌倉』八八、一九九九年)。

(12) 前掲註(8)。

(13) ここでいう「意志」が、本人・家（この場合庶子家レベル）のどちらに比重があるかについて、明確な史料を挙げることはかなわないが、親子間で共有している状況から後者と思われるが、検討の余地はあるだろう。現代の法名では、本人の個性を出す方法として俗名を一字用いることもよくみられる（前掲註〈3〉村越論文）。

(14) 「明監」もしくは「明鑑」の可能性も考えられる。

(15) 別稿を用意したい。

(16) 北条氏の信仰については、葉貫磨哉『中世禅林成立史の研究』（吉川弘文館、一九八三年）や、湯山学『湘南物語』Ⅱ（下）（私家版、一九八九年）・今井雅晴「時房流北条氏と時衆」（大隅和雄編『鎌倉時代文化伝播の研究』（吉川弘文館、一九九三年））などに述べられている。